

労務賃金改善等推進要綱

平成25年7月18日
(一社) 日本建設業連合会

わが国の建設業は、多年にわたり建設需要が縮小する中で、安値競争を余儀なくされ、元請企業も下請企業もスリム化とリスク分散を強いられたことから、下請構造の重層化と技能労働者の処遇の低下が進行し、特に賃金水準の著しい低下は、新規入職者の減少と技能労働者の高齢化を招いており、技能労働者の枯渇から建設業の存立が危ぶまれる事態に立ち至っている。

日建連は、こうした危機感から、平成21年5月以来、技能労働者の確保、育成に向けてその処遇改善に取り組んできたが、折しもリーマンショックによる景気の悪化、国内産業の空洞化による設備投資の激減、民主党政権下での公共事業費の急激な切り下げなどの経営環境の急激な悪化に阻まれ、十分な成果は得られていない現状にある。

一方で、東日本大震災の復旧、復興事業を契機に一部で労務賃金が急上昇するという新たな局面を迎え、国土交通省は平成25年度の公共工事設計労務単価の大幅な引上げを実施したが、この措置を労務費の高騰に苦しむ元請企業や下請企業の救済策とのみ安易に受け止めてはならない。大震災に伴う労賃の上昇と公共工事設計労務単価の引上げは、技能労働者の処遇を改善し、建設業の将来を取り戻す、建設業再生のラストチャンスと捉え、これを契機に業界あげて技能労働者の処遇の改善を実現し、定着させねばならない。

このため日建連としては、下記のとおり、労務賃金の改善を下請企業に要請する措置を実施するとともに、改めて重層下請構造の改善を含め、技能労働者の確保、育成に向けた総合的な取り組みの推進を決意し、併せて関係方面への要請をとりまとめた。

もとより、労務賃金の額は、技能労働者を雇用する下請業者がその責任において決定すべきものであり、実際の労務賃金は、元請企業とは契約関係のない下請業者から支払われるのが常態であって、元請企業には容易に手の届かないものであるが、元請企業としても可能な限りの手立てを尽くす努力が必要である。

なお、建設業の技能労働者の賃金水準は全産業平均を2割以上も下回る異常な状況にあり、今回の公共工事設計労務単価のような15%程度の労務賃金の改善では、いまだ他産業に及ばない。建設業における技能労働者が誇りと希望をもって国民の資産の形成と保全に貢献できるようになるには、更なる処遇の改善と充実が不可欠であり、今後とも弛まぬ努力を続けることが建設企業の使命である。

記

第1 適切な労務賃金の支払いの要請

日建連会員企業は、公共工事設計労務単価が適用される公共工事（以下「本件対象工事」という。）について、次の措置を行うものとする。

- ① 一次下請への見積り依頼時に公共工事設計労務単価を交付し、その引上げの趣旨にかなう適切な契約を締結する。
- ② 技能労働者に対し、社会保険料等の個人負担分を含め、公共工事設計労務単価の引上げの趣旨にかなう適切な賃金が支払われるよう、一次下請に要請する。

また、直接の契約関係がない二次以下の下請企業に対しても、一次下請等を介して、公共工事設計労務単価の引上げの趣旨にかなう適切な賃金が支払われるよう要請する。

- ③ 上記①及び②の取組みの具体的な実施方法として、別紙－1のとおり実施要領を定める。

第2 労務賃金の状況調査の実施

日建連会員企業は、技能労働者の賃金水準の改善状況を把握するため、平成25年度及び26年度における本件対象工事について定期的に労務賃金の状況等の調査を行うものとし、その具体的な実施方法として、別紙－2のとおり実施要領を定める。

第3 社会保険等加入促進

平成25年度の公共工事設計労務単価の引上げは、社会保険料等の個人負担分を含むものであり、適切な労務賃金の支払いの要請と合せて、「日建連社会保険加入促進計画」（平成24年4月）に則り、社会保険等への加入を確保するための対応を行うものとする。

第4 適正な受注活動の徹底

日建連会員企業は、近年における厳しい受注環境の下での低価格受注の多発が今日のような労務賃金の著しい低下を招いた一因であることを真摯に受け止め、平成25年4月25日付け理事会決議の趣旨を踏まえ適正な受注活動に徹するものとする。

第5 民間工事における取組み

上記1の取組みは、公共工事設計労務単価が適用される公共工事について実施するものであるが、労務賃金の水準は、当然ながらそれ以外の公共工事や民間工事にも波及するものであり、これらの工事についても適切な水準の労務賃金を確保する取組みが不可避となる。そのため、特に民間工事の発注者に対して適切な理解と協力をお願いする取組みを行う必要がある。

第6 重層下請構造の改善

建設工事における重層下請構造は、分業形態として合理的な面はあるものの、近年、受注環境の悪化と先行きの不安から更に重層化が進行し、技能労働者の処遇の低下を招いたことも否定できない。重層下請構造の改善は、もとより専門工事業界の取組みに負うところが大きいですが、日建連会員企業としても、改めて重層下請構造の改善に取り組むこととし、工事種別や職種別に改善の必要性と可能性を検証し、5年後を目途に可能な分野で原則二次まで（設備工事は三次まで）の実現を目指す。

第7 技能労働者の処遇改善の総合的な取組み

日建連は、去る平成21年5月に「建設技能者の人材確保・育成に関する提言」を行い、賃金の改善をはじめ6項目の処遇改善策を会員企業の取組みの指針としてきたが、更に労務賃金の改善と社会保険等加入促進の取組みを含めて同提言の充実を図り、総合的な取組みを進めるものとする。

もとより、わが国の建設業における技能労働者の処遇改善は、建設業界の努力のみならず、行政や官民の発注者、更に国民の理解が欠かせない困難な課題であり、十分な成果を得るには多くの日時が必要である。このため、今後の進展状況や諸情勢の変化に応じ、上記1の措置の見直しや、上記2の調査の延長を含め、現実的で合理的な取組みを進めたい。

第8 関係方面への要請

① 労務賃金の改善は、わが国建設業の健全な発展に欠かせない取組みであり、日建連会員企業はもとより、全ての元請企業と下請企業に対し適切な理解と積極的な取組みを要請する。

特に、重層下請構造の改善については、専門工事業界における業界構造と企業体質の改善が求められるので、元請企業においては真摯に取り組む下請企業への配慮を要請する。

② 労務賃金の改善は、わが国建設業の健全な生産力を維持し、将来ともに国民に良質な資産を提供するために欠かせない取組みであり、官民の建設工事の発注者には、適切な発注金額や適切な工期の設定など、ご理解とご協力を要請する。

- ③ 国、地方公共団体、独立行政法人等の公共工事の発注者には、技能労働者の処遇改善を念頭に置き、低価格受注の防止に資する入札契約システムの整備や、より根本的には公共事業の平準化を要請する。
- ④ 国土交通省などの建設業の健全な発展を所管する行政庁には、技能労働者の確保、育成や、重層下請構造の改善などに関し、全ての建設業者に対する積極的なご指導がなされるよう要請する。

以 上

(別紙－１)

公共工事における適切な労務賃金の支払に係る 下請企業への要請等に関する実施要領

平成２５年７月１８日
(一社)日本建設業連合会

(１) 適切な賃金水準での下請契約の締結

元請は、一次下請に見積を依頼するにあたり、当該年度の公共工事設計労務単価（都道府県別）を交付するとともに、添付資料-１の「契約書・特記事項への記載様式」のとおり、一次下請との契約書・特記事項において、技能労働者に対し、社会保険料等の個人負担分を含め、公共工事設計労務単価の引き上げの趣旨にかなう適切な賃金が支払われるよう要請する。

(２) 適切な賃金の支払に係る下請への要請

元請は一次下請に対し、下請契約締結時に添付資料-２の「取引先企業のみなさまへ」を配布し、公共工事設計労務単価の引き上げの趣旨にかなう適切な賃金が技能労働者に支払われるよう要請するとともに、一次下請以下はそれぞれの再下請に対し、同文書を配布し、公共工事設計労務単価の引き上げの趣旨にかなう適切な賃金が技能労働者に支払われるよう順次要請することを依頼する。

(３) 賃金の支払状況に関する調査への協力

元請は一次下請に対し、一次下請以下はそれぞれの再下請に対し、元請が行う賃金の支払状況に係る調査に応じるよう要請する。

(４) 社会保険等への加入の促進

元請は下請の社会保険料に係る法定福利費の全額を一次下請に支払うことを基本とする。

元請は一次下請に対し、一次下請以下はそれぞれの再下請に対し、社会保険等の加入状況を確認し、未加入の場合には加入するよう要請する。

(５) その他

- ① 本実施要領は、平成２５年度以降の公共工事設計労務単価が適用される公共工事に適用する。
- ② 本実施要領は、技能労働者の処遇改善の今後の進展状況や諸情勢の変化とともに、(１)～(４)の措置の有効性の検証等を踏まえ、２年後に

見直し等を行うものとする。

- ③ 本件措置は、技能労働者に対する労務賃金の改善を目的とするものであり、公共工事設計労務単価を上回る水準の労務賃金の支払いを妨げるものではない。

(本件の問合せ先)

土木本部 福田卓士 TEL 03-3552-3201 (t.fukuda@nikkenren.or.jp)

建築本部 葉石善一 TEL 03-3551-1118 (haishi@nikkenren.or.jp)

添付資料－1 契約書・特記事項への記載様式

下請負契約 特記事項（記載例）

工事名：○○○○○工事

1 技能労働者に支払う賃金について

- (1) 甲は、乙に対し、技能労働者の技能・経験年数・資格等を勘案し、平成○○年度公共工事設計労務単価（○○県）の引き上げの趣旨にかなう適切な賃金を支払うよう要請する。
- (2) 乙は、二次下請に対し、次の要請を行う。
 - ①二次下請は、技能労働者の技能・経験年数・資格等を勘案し、平成○○年度公共工事設計労務単価（○○県）の引き上げの趣旨にかなう適切な賃金を支払うこと
 - ②二次以下の下請企業が再下請契約を行う場合は、それぞれ再下請企業に対し、平成○○年度公共工事設計労務単価（○○県）の引き上げの趣旨にかなう適切な賃金が支払われるよう、順次要請すること

2 賃金の支払いに関する調査について

- (1) 乙は、甲が定期的を実施する賃金の支払いに関する調査（以下、労務単価調査）に応じる。
- (2) 乙は、二次下請に対し、次の要請を行う。
 - ①二次以下の再下請企業が再下請契約を行う場合は、それぞれの再下請企業に対し、甲が乙を通じて実施する労務単価調査に応じるよう、順次要請すること。

3 社会保険等への加入について

- (1) 乙は、社会保険・労働保険（以下「社会保険等」という）に加入するものとする。
- (2) 乙は、二次下請に対し、次の要請を行う。
 - ①二次以下の再下請企業が再下請契約を行う場合は、それぞれの再下請企業に対し、社会保険等の加入状況を確認し、未加入の場合には加入するよう、順次要請すること。

平成 2 5 年 月 日

取引先企業のみなさまへ

ここに会員企業名を印字
事業所名を印字

適切な賃金の支払に関わる取り組みについて（協力要請）

謹啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、国においては、平成 2 5 年度より公共工事設計労務単価の大幅な引き上げを断行するとともに、建設業団体等に対して「技能労働者への適切な賃金水準の確保」に係る強い要請がなされたところです。

弊社は、（一社）日本建設業連合会の決定を受けて、技能労働者等への適切な賃金水準の確保と社会保険等への加入の徹底を図るため、公共工事を対象に、適切な賃金水準での下請契約の締結と社会保険等への加入の確認、指導、二次以下の再下請への協力要請、及び賃金水準の状況把握のための調査の実施について、下記の事項をすることといたしました。

取引先企業のみなさまにおかれては、その趣旨をご理解の上、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

謹白

記

- 1 適切な賃金水準での下請契約の締結及び賃金支払に係る下請への要請
元請は、一次下請に見積を依頼するにあたり、平成 2 5 年度公共工事設計労務単価を交付するとともに、一次下請との契約において、技能・経験年数・資格等を勘案し、平成 2 5 年度公共工事設計労務単価（基本給＋手当＋臨時給与＋実物給与 ※社会保険の個人負担分を含む）の引き上げの趣旨にかなう適切な賃金が、一次下請を含む下請の技能労働者に支払われることを要請します。
- 2 賃金の支払状況を把握するための調査
元請は、一次下請を含む下請に対し、元請が行う賃金の支払状況を把握するための調査（定期的実施）に応じるよう要請します。
- 3 社会保険等への加入の促進
元請は、一次下請を含む下請に対し、社会保険等の加入状況を確認し、未加入の場合には加入するよう指導します。

以 上

(別紙－２)

公共工事における適切な労務賃金の支払等に係る調査の実施要領

平成２５年７月１８日
(一社)日本建設業連合会

技能労働者への適切な賃金の支払及び社会保険等の加入状況に係る調査を以下の要領で実施する。

(１) 調査対象工事

１) 公共土木工事

国及び地方公共団体、高速道路会社、機構・事業団等が発注し、日建連会員会社が受注した公共土木工事で、平成２５年度及び２６年度の公共工事設計労務単価が適用され、平成２５年４月以降に契約した工事を対象とする。なお、国土交通省の要請により実施している“東日本大震災被災地及びその周辺における労務単価調査”の対象地域^{注)}における工事は除く。

注) 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、新潟の１０県

２) 公共建築工事

国等が発注し、日建連会員会社が受注した公共建築工事で、平成２５年度及び２６年度の公共工事設計労務単価が適用され、平成２５年４月以降に契約した工事を対象とする。

(２) 調査方法

１) 調査対象職種

調査対象工事に従事する５１職種のうち、よく使われる下記の１８職種について、賃金の支払状況及び社会保険の加入状況を調査する。

特殊作業員、普通作業員、軽作業員、造園工、とび工、ブロック工、電工、鉄筋工、運転手（特殊）、運転手（一般）、土木一般世話役、型わく工、大工、左官、配管工、設備機械工、交通誘導員Ａ、交通誘導員Ｂ

２) 標本数

①公共土木工事

- ・日建連役員会社においては、工事価格３億円以上の工事について、原則として、受注した件数の２割を対象とする。

- ・役員以外の会社においては、工事価格1億円以上の工事について、少なくとも1件以上を対象とする。

②公共建築工事

工事価格1億円以上の工事について、原則として、受注した件数の2割を対象とする。

3) 調査の実施方法

東日本大震災被災地において実施している調査方法に準じて、工事毎に一次下請以下の技能労働者の賃金データ及び社会保険の加入状況を階層別に収集する。

4) 調査の実施時期

- ・労務単価の調査は、当面、四半期毎に実施する。ただし、エリアによっては、労務単価の今後の趨勢により、別途追加調査を検討する。
- ・社会保険の調査は、年1回の調査を実施する。

5) 調査結果の報告

調査結果は、調査実施から1か月後を目途に、日建連事務局に報告する。
なお、調査結果は、今後の労務単価改定の参考となるよう、国へ報告する。

6) 送付先等

- ・調査結果の送付先（提出は電子データでお願いします）

（土木） 日建連 土木第一部 本多 (t.honda@nikkenren.or.jp)

（建築） 日建連 建築部 石坂 (ishizaka@nikkenren.or.jp)

- ・本調査の問合せ先

労務単価（土木） 土木第一部 福田 TEL03-3552-3201

労務単価（建築） 建築部 葉石 TEL03-3551-1118

社会保険等 企画調整部 馬場 TEL03-3553-0703

報告様式(労務単価及び社会保険等)

(日建連会員会社→日建連)

調査年月	
会員会社名	
発注者名	
工事件名	

工事場所							
		調査人数 (人)	労務単価 (平均値)	健康保険 (人)	年金保険 (人)	雇用保険 (人)	備考
調査対象職種	特殊作業員						
	普通作業員						
	軽作業員						
	造園工						
	とび工						
	ブロック工						
	電工						
	鉄筋工						
	運転手(特殊)						
	運転手(一般)						
	土木一般世話役						
	型わく工						
	大工						
	左官						
	配管工						
	設備機械工						
	交通誘導員A						
交通誘導員B							
その他職種							

